

新年度を迎えて

平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

今年の桜は、3月下旬の開花から気温が平年より低く推移した影響により、見頃の期間も例年に比べ長かったような気がします。一方海の向こうでは「トランプ関税」の嵐が世界を駆け巡っています。4月2日には相互関税を日本に24%、中国34%、台湾32%・・・と発言した直後、9日には一律10%の相互関税は継続するものの上回る税率については90日間の停止、他方中国製品には合計145%の関税を発動と短期間の間に二転三転。

これにより世界的に株式・債券・商品市場も大きく反応し、為替金利も風向きが変わりました。国内の製造業についても生産計画の見直しなどによる受注の停滞や減少などの影響が心配です。

弊社税理士法人も新体制でスタートしています。野呂前代表がパートナーを退き各拠点の所長3人が共同代表となりました。どこかの国とは異なり、法人の理念は継承したうえで更なる高みを目指していきます。尚、皆様からご好評頂いておりました巻末「独り言」については「爺放談」として引き続き野呂前代表につぶやいて頂きます。

税理士法人アークネット 代表社員 小田 真史



第 42 号 CONTENTS

- 1 ご挨拶
- 2 What's New
 - ※ 防衛力特別措置法のお知らせ
- 3 Tax Information
 - ※ 国境を越えた役務の提供に係る消費税の課税関係について
- 4 FPの部屋
 - ※ インフレは続く？資産の守り方
- 5 新代表社員のご挨拶
 - ※ 各代表より
- 6 爺放談

What's New 令和7年度税制改正『防衛力特別措置法』のお知らせ

令和7年3月31日に「所得税法等の一部を改正する法律」が成立し4月1日施行されました。

今回の「What's New」では、このうち「防衛力強化に係る財源確保のための税制措置」として創設された防衛特別法人税についてお知らせします。

1 防衛特別法人税の概要

「防衛特別法人税」とは、国際環境の変化等に対応し我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保のため、令和8年(2026年)4月1日以降に開始する事業年度から、新たな付加税として導入されるものです。

2 「防衛特別法人税の内容」

納税義務者	各事業年度の所得に対する法人税を課される法人
課税の対象	法人の各課税事業年度の基準法人税額について当分の間
基準法人税額*1	基準法人税額は、所得税控除、外国税額控除等に関する法令の規定を適用しないで計算した各事業年度の所得に対する法人税の額
課税事業年度	法人の令和8年4月1日以後に開始する各事業年度
課税標準	①各課税事業年度の課税標準法人税額(基準法人税額から基礎控除額を控除した金額) ②基礎控除額は、年500万円とする*2
税額の計算	課税標準法人税額に100分の4の税率を乗じて計算した金額*3

(上記計算式) $\text{防衛特別法人税} = (\text{基準法人税額} \times 1 - \text{基礎控除額 年500万円} \times 2) \times \text{税率 4\%} \times 3$

3 実務上の留意点

- (1) 税効果会計における「法定実効税率」の計算に注意が必要です。
- (2) 防衛特別法人税については、外国税額控除の適用が可能です。
- (3) 申告期限や納付期限は「法人税」と同様です。

【出典：財務省「所得税法等の一部を改正する法律案要綱」(令和7年2月)】

税理士 牧野 史明

国境を越えた役務の提供に係る 消費税の課税関係について

一昔前と比べると海外の事業者（以下、国外事業者といいます）と取引を行うことは当たり前のことになっています。

お問い合わせを頂く事が多いので、今回は、海外取引の中でも電気通信利用役務の提供に係る消費税の課税関係とリバースチャージ方式について解説致します。

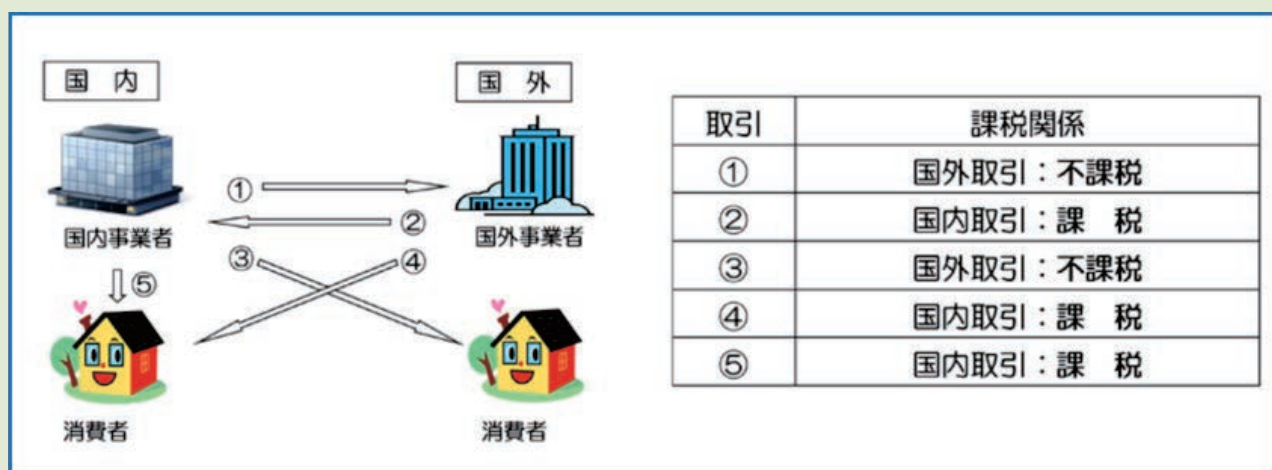
消費税の課税対象となる取引は、①国内において ②事業者が事業として ③対価を得て行う ④資産の譲渡や貸付け、役務の提供という4つの要件を満たしている取引となります。

したがって、例えば②～④の要件を満たしていても海外で完結する取引については①の「国内において」という要件を満たさないため、日本の消費税の課税対象とはなりません。また、①、③、④の要件を満たしていても事業者でない個人間での売買は②の「事業者が事業として」、という要件を満たさないため消費税の課税対象とはなりません。

この4要件に当てはめれば課税対象となるかどうかの判定は簡単なようにも思いますが、国内事業者が、国外事業者からインターネットを介した広告の配信サービスの提供を受けた場合、消費税の課税関係はどのようなのでしょうか。

国内事業者と国外事業者が関係しているので上記①の要件である「国内において」をどのように捉えるかによって課税関係が変わるように思いますが、結論を申し上げますと国内取引として消費税の課税対象となるものと整理されています。

以下の図は、電気通信利用役務の提供に係る消費税の課税関係をまとめた国税庁のパンフレットから抜粋したものになります。より詳細は末尾出典の国税庁HPをご参照頂きたいですが、まずはこの基本的な取り扱いを把握して頂ければと思います。



なお、「電気通信利用役務の提供」とは、電気通信回線を介して行われる電子書籍や音楽、ソフトウェア等の配信のほか、ネット広告の配信やクラウドサービスの提供、さらには電話や電子メールなどを通じたコンサルタントなどが該当します。

そして、「電気通信利用役務の提供」について、当該役務の提供を行った者が国外事業者である場合、「事業者向け」か「消費者向け」かで課税方式が変わってきます。

今回はリバースチャージ方式に関する「事業者向け」について解説致します。事業者向け電気通信利用役務の提供とは、国外事業者が行う電気通信利用役務の提供のうち、「役務の性質又は当該役務の提供に係る取引条件等から当該役務の提供を受ける者が通常事業者に限られるもの」をいいます。分かりづらい表現ですが、「事業者に限られるもの」となりますので、例えば、広く消費者に販売されるアプリやゲームなどは事業者向けに該当せず、消費者向けとなります。

最後にリバースチャージ方式について要点を解説致します。

国内において国外事業者から受けた「事業者向け電気通信利用役務の提供」及び（今回は説明を割愛致しますが）「特定役務の提供」を「特定課税仕入れ」といい、この「特定課税仕入れ」がリバースチャージ方式による申告の対象となります。通常、消費税は売上側が消費税を納めますが、「特定課税仕入れ」については仕入側が消費税の申告を行う必要があり、これをリバースチャージ方式といいます。なお、経過措置により、リバースチャージ方式による申告は、課税売上割合が95%未満である事業者にのみ適用されます。

このように国外事業者との取引は消費税の取扱いが複雑になる可能性があるので会計処理をする際にはご注意ください。併せて末尾のリンク先についてもご確認ください。

（出典）<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/shohi/cross/01.htm>

公認会計士・税理士 宇治 秀一郎

FP の部屋 ～ インフレは続く？「資産の守り方」～

近年、日本のインフレ（*）は「コストプッシュ型インフレ」と呼ばれています。このタイプのインフレは、企業が負担するコストの増加分を消費者に価格転嫁することで発生します。

現在の日本のインフレの主な要因は：

中東・ロシア情勢による原油・LNG 価格の高騰



円安の進行による輸入品の価格上昇

供給網の混乱による穀物・金属等の原材料の高騰

人手不足による賃金の上昇により企業コスト増（国内要因）



こうした理由から、食品や日用品の価格が上昇し、私たちの生活に大きな影響を及ぼしています。

物価が上がる中で、同じ金額で買えるモノが減少し、現金の価値は目に見えないかたちで目減りしていきます。

このような現状を踏まえると、私たち個人としては「資産をインフレから守る」対策を意識することが重要です。

（*）インフレとは、物価が継続的に上昇すること
米国の関税政策などグローバルな要因も日本の輸入コストに影響する可能性があります。

一般的に物価の上昇と相関関係にある金融商品は：

商品名	主な特徴
株式	企業の成長・物価上昇に連動
不動産	賃料・資産価値が上がる傾向
金（ゴールド）	通貨不安に強い「価値保存」資産
コモディティ（商品先物）	原油・穀物等の実需に連動
物価連動国債	CPI（消費者物価指数）に応じて元本・利息が調整

過熱感などに注意！



これらの商品は、それぞれ性質やリスクが異なるため、組み合わせ方によってインフレへの対応力も変わってきます。

そのため「投資信託」や「ETF（上場投資信託）」を活用した分散投資も有効な方法の一つです。

一方で、今後の日本は少子高齢化、都市部への人口集中による地方の経済縮小、地政学リスクなど様々な課題に直面しています。これらの変化は資産価値や投資環境にも影響するため、将来を見据えた資産配分がますます重要となります。



皆さんもインフレに備えて「お金の置き場所」を見直してみませんか？

☆投資は余裕資金で。「長期・積立・分散」に心がけましょう☆

1 級ファイナンシャルプランニング技能士・CFP
設楽 亜沙美

新代表社員のご挨拶



小田 真史

このたび代表社員に就任いたしました小田真史です。
静岡事務所の所長として 15 年目を迎え新たな気持ちで取り組む所存です。「信頼」「共感」「成長」の弊社理念を引継ぎ、世の中の環境の劇的な変化を受け止め、適格な情報発信と臨機応変な対応に努め、常に皆様に寄り添う存在でいられるよう、我々職員一同成長して参ります。あらためて皆様の日頃のご愛顧に感謝するとともに、今後ともご指導ご鞭撻のほど宜しくお願い致します。

このたび代表社員に就任いたしました清瀬由です。
前代表野呂伸一郎と義父雨宮幸雄から受け継いだ皆様との信頼関係を礎に、皆様と共に未来を切り拓くパートナーであり続けたいと考えております。急速に変化する社会環境の中でも、専門性と柔軟性を持って課題解決に挑み、皆様にとって価値ある頼りになる存在かつ身近で共感しあえる存在を目指してまいります。税理士法人アークネットとして、これまで以上に自己研鑽に励み、個々としても組織としてもさらに成長できるように邁進してまいりますので、今後とも変わらぬご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。



清瀬 由



宇治 秀一郎

このたび代表社員に就任いたしました宇治秀一郎です。
新春号においてトランプ大統領に触れましたが、想定された通り、関税政策等で世界を揺るがす事態となっています。トランプ関税に限らず不確実性が増す中で、次々と生まれる新技術等による環境の変化に対応することは容易ではありません。このような環境下においては、過去上手くいっていたことが通用しなくなる可能性もあり、時には自らを変えていかなければならないかもしれません。私としては、皆さまのお役に立てるよう思考を止めず、最後までやり遂げる姿勢をもって社業に取り組んで参る所存でございます。つきましては、今後とも倍旧のご指導ご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

～ 爺放談 ～

「独り言」改め
新コーナー！

何故かこのコーナーだけ回って来ることになったので、タイトルを変えてもう暫く世の中の不都合や不条理への難癖にお付き合いくださいませ。その前に、いきなり代表を降りたと思っていらっしゃる方も多いと思いますが、自分としては 3 年程遅くなってしまったという感じがしています。身体を悪くしたんじゃないか、とか、不祥事がバレたんじゃないか（笑）とか、ご心配を頂きましたが、そういう話では全くなく、ただ、68 歳にもなったので、何か別のことがしたくなった程度のことです。勝手だなあ、と思う方もいらっしゃると思いますが、こはひとつご容赦願いたいと思います。

さて、勝手と言えばトランプさん。アメリカを救うために思い切った手を打ったつもりでいるようだが、世界を相手に何をしようというのか。米国の人口は約 3.4 億人。81.2 億人がいる地球から見れば 4 % 程度のものなのに、世界をリードしているつもりなのか？ あれから国別、品目別、期限付き、と次々に修正を行っているが、もしあのまま一律 25 % 上乗せを決行したら、将来的にはアメリカは世界から取り残されることになる。アメリカにはモノが入らず、自国生産に頼ろうにもアメリカから原材料が世界各地に放出された結果、製品も生まれにくい。対抗措置など取る必要はない。貧しいアメリカの出来上がりだ。面白半分でトランプを大統領に選んだアメリカ人の馬鹿さ加減は称賛に値する。

文責：野呂 伸一郎

ARKNET

税理士法人アークネット <http://www.arknet.info>

静岡事務所 〒420-0852 静岡市葵区紺屋町 11-13

TEL 054-251-2121 FAX 054-251-2161

神田事務所 〒101-0047 東京都千代田区内神田 2-7-13 山手ビル 3 号館 7 階

TEL 03-5289-8473 FAX 03-5289-8474

渋谷事務所 〒150-0042 東京都渋谷区宇田川町 36-6 西村ビル 3F

TEL 03-3461-2441 FAX 03-3461-9811

千葉事務所 〒262-0033 千葉県千葉市花見川区幕張本郷 1-11-24 フォルテ 5A

TEL 043-307-5590 FAX 043-307-5591



ホームページはこちら